

**令和6年度
木造住宅の耐震化に関する補助制度
～補助概要のご案内～**

胎内市 地域整備課

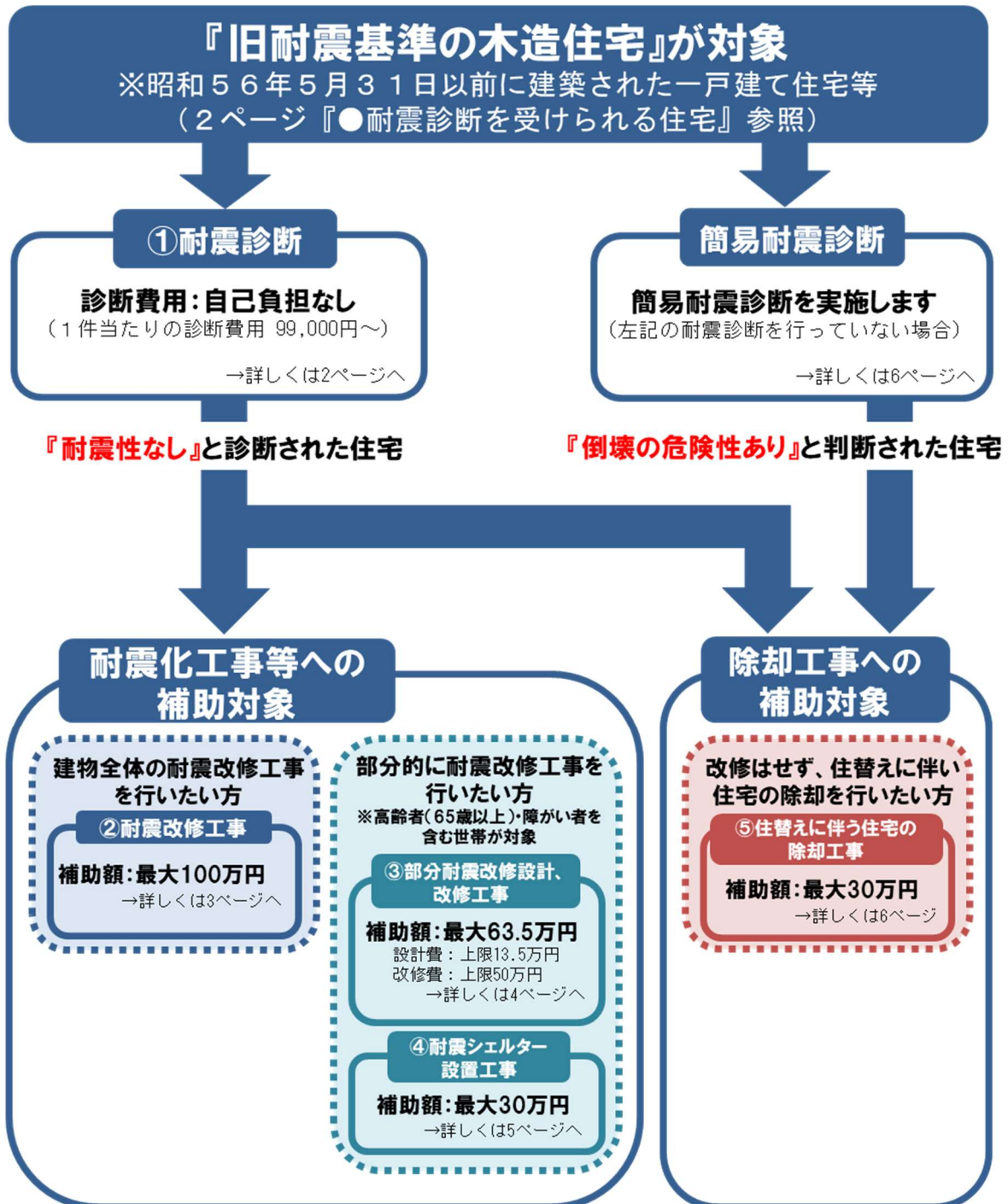
目次

	ページ
◆ 補助事業について	1
① 耐震診断	2
② 耐震改修工事への補助	3
③ 部分耐震改修設計、改修工事への補助	4
④ 耐震シェルター設置工事への補助	5
⑤ 住替えに伴う木造住宅の除却工事への補助	6

◆ 補助事業について

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅は、現在の耐震基準に満たないものが多いため大地震発生時に倒壊する危険性が高く、今年発生した能登半島地震でも、耐震性能の不足する住宅の多くが全壊等の甚大な被害を受けました。市では今後いつどこで発生するか分からない地震に備え、耐震化等に関する費用の一部に補助を行っております。

● 補助の流れ



① 耐震診断

お住まいの建物の地震に対する安全性の確認を無料で行います。

●診断費用

個人負担なし（市が全額負担）

※1件当たりの診断費用

70㎡以下	99,000円	280㎡超え～350㎡以下	151,800円
70㎡超え～175㎡以下	112,200円	350㎡超え～420㎡以下	165,000円
175㎡超え～280㎡以下	138,600円	420㎡超え～500㎡以下	178,200円

●耐震診断を受けられる住宅

以下の全てに当てはまる木造住宅であること

- 昭和56年5月31日以前に市内で建築、または工事に着手した木造住宅
- 一戸建ての住宅（店舗や事務所などを兼ねた住宅の場合は、延べ床面積の半分以上が居住部分のものに限る）
- 延べ床面積が500㎡以下で、かつ地階を有しない地上2階建て以下の住宅
- 国土交通大臣等から特別な認定を受けた工法によって建築されていない住宅

●耐震診断を受けられる方

市内に住所を有し、かつ、診断の対象となる建物を市内に所有する方

●留意事項

耐震診断を行う際には、耐震診断士が現地で建物の状況確認調査を行う必要があります。この調査では建物の外観のほか、屋内についても詳細に確認を行いますので、調査へのご協力をお願いいたします。

●募集受付

募集戸数：3戸程度（予算の範囲内）

募集期間：（第1回）令和6年4月19日（金）～4月26日（金）

（第2回）令和6年9月6日（金）～9月13日（金）

② 耐震改修工事への補助

耐震改修設計をし、その耐震設計をもとに耐震改修工事を行うものについて、工事費の一部を補助します。

●補助金額

耐震改修工事に要する費用の3分の2 最大 100 万円

(これまでの上限額 78.5 万円から 21.5 万円補助額を拡充しました)

●補助対象となる木造住宅

市が行う耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅

●補助対象となる工事費等 ※1、2、3

- ・ 耐震改修工事費
- ・ 耐震改修工事を行うために必要な既存仕上げ等の撤去、再仕上げに要した工事費
- ・ 工事監理費

●補助対象工事等を実施できる施工業者

次のいずれかに当てはまる施工業者であること

- ・ 新潟県建築士会北蒲原支部の会員
- ・ 胎内市内に事業所等を有し、継続して事業を実施している者

●留意事項

- ※1 補助金の申請を行う前に、耐震設計士(建築士会北蒲原支部のエリアで登録されている耐震診断士であって、耐震設計を行う者)が耐震設計を行い、市からその設計内容の承認を受けたものに基づく耐震改修工事が補助の対象となります。
- ※2 耐震設計の費用については自己負担となります。
- ※3 年度内で耐震改修工事が完了するものが補助の対象となりますので、補助制度の利用をお考えの方はお早めにご相談ください。

●募集受付

募集件数：2戸程度(予算の範囲内)

受付期間：令和6年4月1日～

③ 部分耐震改修設計、改修工事への補助

部分耐震改修設計をし、その部分耐震設計をもとに部分耐震改修工事を行うものについて、設計費、工事費の一部を補助します。

●補助金額

最大 63万5000円 ※1

(部分耐震改修設計 上限 13.5万円+部分耐震改修 上限 50万円)

●補助対象となる木造住宅

以下の条件に当てはまる木造住宅であること

- 65歳以上の方又は身体障がい者手帳の交付を受けている方が使用する寝室が、1階にある木造住宅
- 市が行う耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された住宅

●補助対象となる設計・工事費用

- ・部分耐震改修設計にかかる設計費 **※2**
- ・部分耐震改修工事費 **※3**
- ・部分耐震改修工事を行うために必要となる既存仕上げ等の撤去、再仕上げに要した工事費
- ・工事監理費

●補助対象工事等を実施できる施工業者

次のいずれかに当てはまる施工業者であること

- ・新潟県建築士会北蒲原支部の会員
- ・胎内市内に事業所等を有し、継続して事業を実施している者

●留意事項

- ※1** 詳細な補助金額については、お問い合わせください。
- ※2** 耐震設計士（建築士会北蒲原支部のエリアで登録される耐震診断士から選定された者）が部分耐震改修設計を行い、市からその設計内容の承認を受けたものが補助の対象となります。
- ※3** 耐震性能の向上に伴う減築工事についても補助対象となる場合がございます。

●募集受付

募集件数：2戸程度（予算の範囲内）

受付期間：令和6年4月1日～

④ 耐震シェルター設置工事への補助

住宅の1階の寝室・居間に耐震シェルターを設置する工事費の一部を補助します。

●補助金額

最大 30 万円 ※1

●補助対象となる木造住宅

以下の条件に当てはまる木造住宅であること

- 65歳以上の方又は身体障がい者手帳の交付を受けている方が使用する寝室及び居間が、1階にある木造住宅
- 市が行う耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅

●補助対象となる工事費用 ※2

- ・耐震シェルター設置工事費
- ・工事監理費

●補助対象工事等を実施できる施工業者

次のいずれかに当てはまる施工業者であること

- ・新潟県建築士会北蒲原支部の会員
- ・胎内市内に事業所等を有し、継続して事業を実施している者

●留意事項

- ※1 詳細な補助金額については、お問い合わせください。
- ※2 耐震シェルター設置の際の設計の費用については自己負担となります。

●募集受付

募集件数：2戸程度（予算の範囲内）

受付期間：令和6年4月1日～

⑤ 住替えに伴う木造住宅の除却工事への補助

住宅の住み替えを行うことに伴い、住宅の除却を行うものについて、工事費の一部を補助します。

●補助金額

除却工事に要する費用の3分の1 最大 30 万円

●補助対象となる木造住宅

次のいずれかに当てはまる木造住宅

- ・市で行った耐震診断で上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅
- ・市で行った簡易耐震診断で倒壊の危険性があると判断された住宅 **※1、2**

●補助対象となる方

市内に補助対象となる木造住宅を所有し、市税等の滞納がない方

●補助対象となる工事 **※3**

住替えに伴い、木造住宅のすべてを除却する工事

●補助対象工事を実施できる施工業者

市内に主たる事業所を有する施工業者のうち、次のいずれかに当てはまる者であること

- ・建設業法第3条第1項に基づき、建設業の許可を受けている者
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に基づき、解体工事業者として登録された者

●留意事項

- ※1** 市の耐震診断を行っていない方は、簡易耐震診断を行いますので申請前にご相談ください。
- ※2** 簡易耐震診断では、原則建物の外部を確認・調査し倒壊の危険性を診断します。外部のみの調査で判断することが難しい場合は、建物の内部からも調査を行う必要がありますので、ご協力をお願いいたします。
- ※3** 除却工事のみを行う場合や、住宅の一部を除却する工事の場合は対象外です。
- ※4** 住替え等に伴う全ての工事を原則年度内に完了させ、住替えることとしていますので、補助制度の利用をお考えの方はお早めにご相談ください。

●募集受付

募集件数：5戸程度（予算の範囲内）

受付期間：令和6年4月1日～

